

公的研究費等の不適切な会計処理に関する調査結果について

【概要】

国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）が設置する呉工業高等専門学校（以下「呉高専」という。）において、平成28年度に不適切な会計処理である「預け金」が行われていたことが疑われる事案について、呉高専からの予備調査結果報告書及び関係書類の精査等により調査を行った結果、総額213,840円の不適切な会計処理があったことを高専機構に設置した本調査委員会として認定いたしました。

なお、私的流用の事実は認められませんでした。

【I 経緯】

平成29年10月12日、呉高専の教授1名（以下「当該教員」という。）から、熱流体解析用ソフトウェアライセンスの購入依頼があった。当該ライセンスは、基本ライセンスを保有していなければ購入できない販売形態であったため、呉高専用度係で過去の購入履歴を調査したところ、基本ライセンスの保有記録は確認できなかった。このため、呉高専において、事前内部調査として、当該教員から事情聴取等を行ったところ、「預け金」（注1）の疑いがあることが判明し、同年11月28日、事前内部調査報告書が呉高専から高専機構本部に提出された。

同年12月11日付けで呉高専に「公的研究費等の不正使用の疑いに係る予備調査委員会」（以下「予備調査委員会」という。）を設置し、当該教員と業者間の電子メール等の交渉記録を含む関係書類の確認並びに当該業者及び関係教職員からの事情聴取等に基づき調査した結果、「預け金」が行われていたとする予備調査内容に合理性及び蓋然性が高いことから、平成30年3月12日付けで高専機構に外部有識者2名を含む6名体制により調査委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、調査を実施した。

注(1)「預け金」：業者等に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者等に管理させるもの。

【II 調査委員会での審議状況】

本委員会では、次のとおり、予備調査結果報告書及び関係書類の精査等により調査審議を行った。

平成29年11月28日	[呉高専から高専機構本部に内部調査報告]
平成29年12月11日	[呉高専予備調査委員会設置]
平成29年12月27日	[呉高専予備調査結果報告書の提出]
平成30年3月12日	[調査委員会の設置]
平成30年3月15日	[第1回開催：予備調査結果報告書の確認及び審議]
平成30年4月17日	[第2回開催：調査報告書の確認及び審議]
平成30年5月11日	[第3回開催：調査報告書の確認及び審議]
平成30年5月21日	[第4回開催：調査報告書の確認及び審議]

【Ⅲ 調査結果の概要】

- 1 不適切な会計処理があったと認定した教職員：1名（呉高専教授）
- 2 不適切な会計処理に関与した取引業者：1社（解析ソフトウェア販売業者）
- 3 不適切な会計処理として認定した金額：213,840円
(財源：共同研究費，直接経費194,400円及びこれに対応する間接経費19,440円の合算)
- 4 不適切な会計処理の内容
当該教員は，平成28年11月，熱流体解析用ソフトウェアの購入のため共同研究費を執行した（平成28年10月～平成29年3月分の2ライセンス・半年分の194,400円を支出）。
しかし，その実態は，上記金額を共同研究契約期間外の平成29年3月～平成30年2月分の1ライセンス・1年分へ充当するよう，当該教員から当該業者に電子メール等で依頼を行い，当該業者もこれに同意したものであった。
当該業者は，実態とは異なる虚偽の書類（納品書・請求書）及び偽装の納品物（稼動に必要なライセンスキーの添付のないインストールディスク）を呉高専用度係に送付した。
併せて，当該教員は，当該業者とライセンス期間の変更に係る「覚書」を直接締結し，当該業者は，呉高専との間に別途適正に締結された契約に当該覚書を追加する形で，当該教員にライセンス提供を行っていた。
当該業者及び当該教員は，預け金を行う意図はなかったと主張しているが，本件事案を外形的に評価すれば，預け金に該当する不適切な会計処理があったものと認められる。
なお，当該業者提供の売上帳と呉高専が保管する会計伝票の突合並びに当該教員及び当該業者への事情聴取により，私的流用の事実はないものと判断した。
- 5 不適切な会計処理により支出した研究費等の返還の取扱いについて
預け金に該当する公的研究費等の額である直接経費194,400円及びこれに対応する間接経費19,440円（直接経費の10%），計213,840円については，前記の共同研究契約相手先（交付元）にとっては不用な支出であったことから，当該契約相手先と協議した結果，当該全額の返還を行うこととした。
なお，呉高専から当該契約相手先に返還を行った後，当該教員には別途全額（213,840円）を求償することとした。

【Ⅳ 不正の発生要因及び再発防止策の取組】

本委員会における調査において明らかとなった不正の発生要因は，以下のように集約される。

- 1 当該教員の不正に関する認識不足及び会計知識の欠如
当該教員は，本件発覚後の事情聴取の際，不正（預け金）を行ったという十分な認識がなく，外部資金に関する次年度繰越や，共同研究契約の延長等，公的研究費等の執行方法全般についても十分な認識がなかった。次年度の予算確保に不安を抱えていたことも本件を誘発した原因の一つとなった。
また，当該教員は民間企業出身者であり，当該業者とは呉高専着任前から取引実績があったこともあり，同校の事務部門に相談せず，契約締結権限がないにもかかわらず自己判断でライセンス期間の変更に係る「覚書」を締結していた。
- 2 当該業者の不適切な処理
当該業者は，呉高専からの発注に対し，実態とは異なる虚偽の納品書及び請求書を発行しており，発注前後の当該教員との交渉の事実や前記の「覚書」の締結についても，同校会計担当者に報告を行っていなかった。
このことは，当該業者が高専機構に提出した，呉高専との取引に関する「誓約書」の内容に照

らせば、不正又は不誠実な行為であったことは明らかである。

3 呉高専におけるソフトウェア納品時の検収体制等の不整備

本件では、当該業者から送付された納品書及び1枚のメディア（DVD）の確認をもって、2ライセンス分を「検収完了」としており、実際に2ライセンスが納品されているか十分確認できていなかった。

複数ライセンスの検収にあたっては、納品書による確認と併せ、別途「ライセンス証書」等を業者から徴取することが考えられるが、校内の検収マニュアルの整備が十分ではなかったこともあり、統一的な検収体制が構築できていなかった。

4 教職員間のコミュニケーション不足

当該教員は本件について、事務職員のみならず、所属分野の他教員に対しても相談等を行っていなかった。呉高専の事務部門における相談部署について明確な「見える化」が行われていないことも、同校着任前から取引実績のあった当該業者にのみ相談を行った要因であると推察される。

これらを踏まえて、呉高専においては、コンプライアンス推進責任者である校長のリーダーシップの下、教職員一体となって、以下の再発防止策を同高専独自に実施することとしている。

- 不正防止に関する研修会の強化
- 有償ソフトウェアの物品検査
- 検収チェックリストの作成及び検収マニュアルの策定
- 研究費不正防止に係る取引業者への文書送付

また、高専機構としては、平成24年3月の理事長通知「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策の徹底について」に基づき、全高専が継続的に公的研究費等の適正な運用・管理に努めているところであるが、本件の発生には教員、特に新任教員の不正に関する認識不足及び会計知識の欠如が大きく関与していることが明らかである。

そこで、高専機構全体の取組みとして、全高専の研究推進担当責任者（主事等の教員）を対象としたビデオ会議等を開催し、これを通じて特に新任教員への研究費の取扱いに関する注意喚起等を各校で行うよう徹底することとする。

【V 今後の対応】

1 不適切な会計処理を行った教職員への処分

不適切な会計処理に関与した当該教員については、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」に基づき、以下のとおり処分した。

高専名	量 定	人 数	職 種
呉高専	戒 告	1 名	教 授

2 取引業者への対応

不適切な会計処理に関与した取引業者に対しては、「独立行政法人国立高等専門学校機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づき厳正に対処する。

【参 考】

独立行政法人国立高等専門学校機構における
公的研究費等の不正使用に関する調査委員会委員名簿（平成30年3月12日設置）

委員長	豊岡宏規	（独立行政法人国立高等専門学校機構本部 理事長特別補佐）
委員	前田俊夫	（独立行政法人国立高等専門学校機構本部 事務局長）（H30.3）
委員	土生木茂雄	（独立行政法人国立高等専門学校機構本部 事務局長）（H30.4-）
委員	溝口寛士	（独立行政法人国立高等専門学校機構本部 財務課長）
委員	森野数博	（呉工業高等専門学校 校長）
委員	川瀬一雄	（川瀬一雄会計事務所 公認会計士）
委員	木村美隆	（田中・木村弁護士事務所 弁護士）